

第1条 振込金の受入れ

1. この預金口座には、為替による振込金を受入れます。
2. この預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

第2条 自動支払等

1. この預金口座から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当組合所定の手続をしてください。
2. 同日に数件の支払いをする場合にその総額が預金残高をこえるときは、そのいずれを支払うかは当組合の任意とします。

第3条 利息

1. この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除く。）1,000円以上について付利単位を100円として、毎年2月と8月の当組合所定の日、店頭に表示する毎日の利率によって計算のうえこの預金に組入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。
2. 無利息型普通預金の場合、利息をつけません。

以 上

※この他「預金共通規定」をご参照ください。